毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの





目 次

◎告示

- 長崎県資源管理方針の変更
- 長崎県知事管理漁獲可能量
- ・屋外広告物禁止区域等の指定の一部改正
- ・まちづくり景観資産の登録抹消
- ・まちづくり景観資産の登録内容変更
- ・まちづくり景観資産の登録

◎公告

- ・令和4年度技能検定試験(随時2級及び基礎級)の実施
- 管理規程の認可
- 土地改良区の役員の就任

所管課(室)名

漁業振興課

"

都 市 政 策 課

"

"

・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見(2件)

経営支援課

雇用労働政策課

農村整備課

告 示

長崎県告示第431号

漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第9項の規定により、長崎県資源管理方針(令和2年長崎県告示第754 号)の一部を次のとおり変更し、令和4年7月1日から適用する。なお、同条第10項において準用する同条第6 項の規定により公表する。

令和 4 年 6 月 28 日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

第1~第8 略

(別紙1-1)及び(別紙1-2) 略

(別紙1-3)

第1及び第2 略

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分さ れた漁獲可能量 (留保を設ける場合は、本県に配分され た漁獲可能量から留保を除いた数量)を、直近3年間の 漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分する。

また、留保を設ける必要がある場合には、海区漁業調 整委員会の意見を聴いて設定できるものとし、大臣管理 区分や他の都道府県との融通等において必要となる数量 も留保から充当することができるものとする。

2 農林水産大臣により、法第15条第1項に定める都道府 県別漁獲可能量が変更された場合には、県は留保を設定 できるものとする。また、長崎県まあじ中型まき網漁業

第1~第8 略

(別紙1-1)及び(別紙1-2) 略

(別紙1-3)

第1及び第2 略

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分 された漁獲可能量を平成29年(2017年)から令和元年 (2019年) までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理 区分に按分する。

改正前

2 農林水産大臣により、法第15条第1項に定める都道府 県別漁獲可能量が変更された場合には、県は留保枠を設 定できるものとする。また、長崎県まあじ中型まき網漁 の知事管理漁獲可能量(以下この別紙において「当該数量」という。)は、<u>長崎県の</u>都道府県別漁獲可能量から <u>留保</u>を除いた数量に、<u>当該管理年度の当初配分の比率</u>を 乗じて得た数量(100トン未満の端数は切り上げる。)と し、県は知事管理漁獲可能量の変更について公表するも のとする。当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とし、その旨を海区漁業調整委員会 へ報告するものとする。

3 留保については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

ただし、長崎県まあじ中型まき網漁業の漁獲量が当該数量の8割に達し、又は超えるおそれが大きいと認められる場合には、留保に当該管理年度の当初配分の比率を乗じて得た数量(100トン未満の端数は切り上げる。)を当該数量に配分することができるものとし、県がその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とし、その旨を海区漁業調整委員会へ報告するものとする。

第4及び第5 略

(別紙1-4)~(別紙1-6) 略

(別紙1-7)

第1及び第2 略

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量<u>(留保を設ける場合は、本県に配分された漁獲可能量から留保を除いた数量)を、直近3年間の</u>漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分する。

また、留保を設ける必要がある場合には、海区漁業調整委員会の意見を聴いて設定できるものとし、大臣管理区分や他の都道府県との融通等において必要となる数量も留保から充当することができるものとする。

- 2 農林水産大臣により、法第15条第1項に定める都道府 県別漁獲可能量が変更された場合には、県は<u>留保</u>を設定 できるものとする。また、長崎県まさば及びごまさば中 型まき網漁業の知事管理漁獲可能量(以下この別紙にお いて「当該数量」という。)は、<u>長崎県の</u>都道府県別漁 獲可能量から<u>留保を除いた数量に、当該管理年度の当初</u> 配分の比率を乗じて得た数量(100トン未満の端数は切 り上げる。)とし、県は知事管理漁獲可能量の変更につ いて公表するものとする。当該公表がなされた場合は、 上記に掲げる数量は公表された数量とし、その旨を海区 漁業調整委員会へ報告するものとする。
- 3 留保については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

ただし、長崎県まさば及びごまさば中型まき網漁業の漁獲量が当該数量の8割に達し、又は超えるおそれが大きいと認められる場合には、留保に当該管理年度の当初配分の比率を乗じて得た数量(100トン未満の端数は切り上げる。)を当該数量に配分することができるものとし、県がその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とし、その旨を海区漁業調整委員会へ報告するものとする。

第4及び第5 略

(別紙2-1)~(別紙2-3) 略

業の知事管理漁獲可能量(以下この別紙において「当該数量」という。)は、当該都道府県別漁獲可能量から留保枠を除いた数量に、0.895を乗じて得た数量(100トン未満の端数は切り上げる。)とし、県は知事管理漁獲可能量の変更について公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とし、その旨を海区漁業調整委員会へ報告するものとする。

3 <u>当該数量の消化率が9割</u>に達し、又は超えるおそれが大きいと認められる場合には、<u>当該数量に留保枠を加え、</u>県がその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とし、その旨を海区漁業調整委員会へ報告するものとする。

第4及び第5 略

(別紙1-4) ~ (別紙1-6) 略

(別紙1-7)

第1及び第2 略

- 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
 - 1 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量を平成29年(2017年)から平成31年 (2019年)までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理 区分に按分する。
 - 2 農林水産大臣により、法第15条第1項に定める都道府 県別漁獲可能量が変更された場合には、県は留保枠を設 定できるものとする。また、長崎県まさば及びごまさば 中型まき網漁業の知事管理漁獲可能量(以下この別紙に おいて「当該数量」という。)は、当該都道府県別漁獲 可能量から留保枠を除いた数量に、0.969を乗じて得た 数量(100トン未満の端数は切り上げる。)とし、県は知 事管理漁獲可能量の変更について公表するものとする。 当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表さ れた数量とし、その旨を海区漁業調整委員会へ報告する ものとする。
 - 3 当該数量の消化率が9割に達し、又は超えるおそれが大きいと認められる場合には、<u>当該数量に留保枠を加え、</u>県がその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とし、その旨を海区漁業調整委員会へ報告するものとする

第4及び第5 略

(別紙2-1) ~ (別紙2-3) 略

長崎県告示第432号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定に基づき、長崎県において知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和4年6月28日

長崎県知事 大石 賢吾

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項

令和4年7月1日から令和5年6月30日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。

【まさば及びごまさば】

18,100トン

2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和4年7月1日から令和5年6月30日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。

【まさば及びごまさば】

長崎県まさば及びごまさば中型まき網漁業 16,700トン 長崎県まさば及びごまさばその他漁業 現行水準

長崎県告示第433号

屋外広告物禁止区域等の指定(平成9年長崎県告示第634号)の一部を次のように改正し、令和4年6月28日から適用する。

令和4年6月28日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

長崎県屋外広告物条例(昭和39年長崎県条例第60号。以下、「条例」という。)第20条第1号の規定に基づき、条例第3条第6号の規定による地域並びに同条第12号、第15号及び第4条第1項第9号の規定による区間並びに区域を次のとおり指定したので、告示する。

なお、屋外広告物禁止地域等の指定に関する告示(昭和39年長崎県告示第601号)は、廃止する。

- 1 略
- 2 条例第3条第12号の規定によるもの

| 種別 | 鉄道又は 道路番号 又は名称 | 指定する区間 指定する区域 | | 指定する区域 |
|------|----------------------|---|---|--------------------------|
| 略 | | | | |
| 県道 | 諫早外環 状線 | <u>長野インターチェンジ (諫早市長野町)</u> から諫早インターチェンジ (諫早市貝津町)までの区間 | 略 | |
| | | | | |
| 県道 | 愛野島原 線 | <u>別紙図面3</u> に表 示する区間 | | <u>別紙図面3</u> に 表示する区間 |
| 諫早 | 永昌東福 | 別紙図面4に表 | | 別紙図面4に |
| 市道 | 田線 | 示する区間 | | 表示する区間 |
| 略 | | | | |
| 3及び4 | 略 | | | |

改正前

長崎県屋外広告物条例(昭和39年長崎県条例第60号。以下、「条例」という。)第20条第1号の規定に基づき、条例第3条第6号の規定による地域並びに同条第12号、第15号及び第4条第1項第9号の規定による区間並びに区域を次のとおり指定したので、告示する。

なお、屋外広告物禁止地域等の指定に関する告示(昭和39年長崎県告示第601号)は、廃止する。

- 1 略
- | 2 条例第3条第12号の規定によるもの

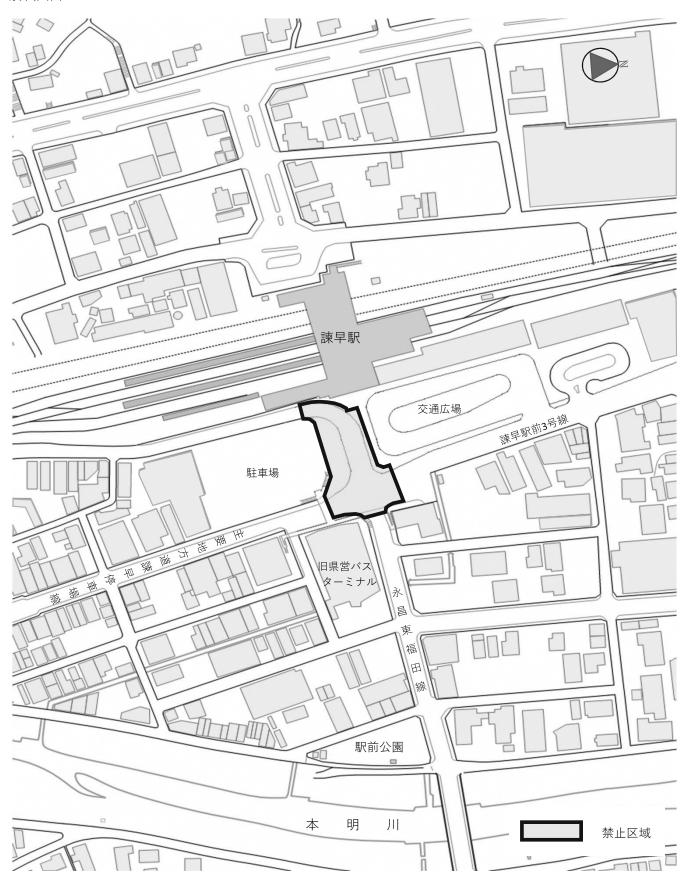
| 種別 | 鉄道又は 道路番号 又は名称 | 指定する区間 | | 指定する区域 |
|----|--------------------------|--|---|--------------------------|
| 略 | | | | |
| 県道 | 諫早外環 状線 | 栗面インターチェンジ (諫早市 栗面町) から諫早インターチェンジ (諫早市貝津町) までの区間 | 略 | |
| 県道 | <u>諫早停車</u> <u>場線</u> | 別紙図面3に表 示する区間 | | 別紙図面3に 表示する区間 |
| 県道 | 愛野島原 線 | <u>別紙図面4</u> に表示する区間 | | <u>別紙図面4</u> に 表示する区間 |
| | | | | |

略

3及び4 略

別紙図面3を削り、別紙図面4を別紙図面3とし、別紙図面3の次に次の1図面を加える。

別紙図面4



長崎県告示第434号

長崎県美しい景観形成推進条例(平成23年長崎県条例第18号)第22条第4項の規定により、まちづくり景観資産の登録を次のとおり抹消した。

令和4年6月28日

長崎県知事 大石 賢吾

| 種 類 | 登録番号 | 区分 | 名 | 称 | 所 在 地 | 所有者 |
|------|-----------|----|-----------------------|---|-------------|--------------------------------------|
| 建造物等 | 景資第2-104号 | 抹消 | 江崎べっ甲 屋(店舗) 庭園) | | 長崎市魚の町7番13号 | 株式会社 江崎 べっ甲店 代表取 締役社長 江崎 淑夫 |

長崎県告示第435号

長崎県美しい景観形成推進条例(平成23年長崎県条例第18号)第22条第4項の規定により、まちづくり景観資産の登録内容を次のとおり変更した。

令和4年6月28日

長崎県知事 大石 賢吾

| 種類 | 登録番号 | 区分 | 名称 | 所 在 地 | 所有者 |
|--------------|------------|-----|----------------------|-----------------|-------|
| | 景資第2-99号 | 変更前 | 旧小川家住宅 (主屋·石垣·庭園) | 諫早市飯盛町里811 | 樋口 隆則 |
| 建造物等 | | 変更後 | 旧小川家住宅 (主屋·石垣·庭園) | 諫早市飯盛町里811 | 川良 政則 |
| 建 垣初守 | | 変更前 | 荒木家高石垣 | 諫早市森山町下井牟田385番地 | 荒木 喬 |
| 景資界 2 −2 | 景資第 2 -23号 | 変更後 | 荒木家高石垣 | 諫早市森山町下井牟田385番地 | 荒木 真 |

長崎県告示第436号

長崎県美しい景観形成推進条例(平成23年長崎県条例第18号)第22条第1項の規定により、まちづくり景観資産を次のとおり登録した。

令和4年6月28日

長崎県知事 大石 賢吾

| 種類 | 登録番号 | 名 称 | 所 在 地 | 所有者 |
|--|-------------|---|-------------------------------|-------|
| まちなみ等 | 景資第 1 -30号 | みかわち焼の里 三川内三皿山 みかわちまらやま きながまらやま きはらまらやま (三川内皿山・江永皿山・木原皿山) | 佐世保市三川内 町、江永町、木原 町 | |
| 7-\$a. \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ | 景資第2-207号 | へいべきがまさんとう 平兵衛窯煙突 | 佐世保市三川内町 899番地 3 | 中里 洋治 |
| 建造物等 | 景資第 2 -208号 | ひらどこうしょうだんうえもんがま えんとっ てんじじょう 平戸洸祥団右ヱ門窯(煙突・展示場) | 佐世保市三川内町 875番地第1、889 番地 | 中里 幸美 |
| | 景資第2-209号 | こううんがまえんとっ 光雲窯煙突 | 佐世保市三川内町 828番地 | 今村 隆光 |

| 景資第2-210号 | かくしょうがま えんとつ ま こうぼう てんじじょう 嘉久正窯(煙突3基・工房・展示場) | 佐世保市三川内町 687番地 2 | 里見 寿隆 |
|-------------|--|----------------------------------|-------------------------|
| 景資第2-211号 | みかわちいしょうでんしゅうしょあと ぎょうかいがんきっこうがたへい 三川内意匠伝習所跡・凝灰岩亀甲型塀 | 佐世保市三川内町 679番地 | 金氏 葉子 |
| 景資第 2 -212号 | いまよしせいとうしょかまると 今由製陶所窯跡 | 佐世保市三川内町 1070番地 | 今村 クイ子 |
| 景資第 2 -213号 | 泰平や | 佐世保市三川内町 768番地 1 | 株式会社 平戸松山 代表取締役 中里 勉 |
| 景資第 2 -214号 | はっこうがま えんとつ ま こうぼう 白光窯(煙突3基・工房) | 佐世保市江永町466 番地7、466番地8 | 横石 八紘 |
| 景資第 2 -215号 | きゅうこふくがまえんとつ 旧呉福窯煙突 | 佐世保市江永町640 番地、649番地、 650番地 | 溝上 和正 |
| 景資第2-216号 | がぎゅうがま えんとつ き かまもと 臥牛窯(煙突2基・窯元ぎゃらりい) | 佐世保市木原町 1900番地1、1917 番地 | 株式会社 臥牛窯 代表取締役 横石 次郎 |

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年6月28日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)ドラッグコスモス川棚店・グリーン東彼新鮮市場 長崎県東彼杵郡川棚町下組郷字潟開1961-2,1961-3,2041-2,2042-2
- 2 届出の概要

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名に関する届出 事項の変更

- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者 川棚町長 山口 文夫
 - (2) 意見書の内容意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課、川棚町産業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の届出に対し、同法第8条

第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年6月28日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス川棚店・グリーン東彼新鮮市場

長崎県東彼杵郡川棚町下組郷字潟開1961-2, 1961-3, 2041-2, 2042-2

2 届出の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻に関する届出事項の変更

- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者

川棚町長 山口 文夫

(2) 意見書の内容

意見なし

- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課、川棚町産業振興課

令和4年度技能検定試験(随時2級及び基礎級)の実施(公告)

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定に基づき、令和4年度技能検定 試験(随時2級及び基礎級)の実施について次のとおり公示する。

令和4年6月28日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 実施職種
 - (1) 随時2級

とび (とび作業)

(2) 基礎級

さく井(ロータリー式さく井工事作業)、鋳造(非鉄金属鋳物鋳造作業)、表装(壁装作業)

2 試験の方法

上記の職種について実技試験及び学科試験を実施

- 3 技能検定の検定手数料、実施期日及び実施場所
- (1) 実技試験

ア 手数料 18,200円

イ 実施期日

令和4年6月28日(火)から令和5年3月31日(金)までの間において、別途長崎県職業能力開発協会が指定する日

ウ 実施場所

別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、職種によっては公表しないものもある。

- (2) 学科試験
 - ア 手数料 3,100円
 - イ 実施期日

令和4年6月28日(火)から令和5年3月31日(金)までの間において、別途長崎県職業能力開発協会が指定する日

ウ 実施場所

別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書

(2) 提出先

長崎県職業能力開発協会

〒851-2127 西彼杵郡長与町高田郷547-21 (技能・技術向上支援センター内)

電話 095-894-9971

(3) 受付期間

随時

- (4) 受検申請に関する注意
 - ア 技能検定受検申請書の用紙は、長崎県職業能力開発協会で交付する。

なお、受検申請用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請用紙請求」と朱書きし、 返信用封筒(あて先を記入し、120円切手を貼ったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

5 手数料の納付方法

実技試験手数料又は学科試験手数料は、申請書に添えて、長崎県職業能力開発協会に納付すること。また、 手数料を郵送する場合は現金書留とし、申請書を同封のうえ郵送すること。

なお、受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

- 6 合格者の通知
 - (1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格したものについては、長崎県職業能力開発協会が書面によりその 旨を通知する。

(2) 技能検定合格証書等の交付

技能検定合格者には長崎県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

技能検定について不明な点は、長崎県職業能力開発協会又は長崎県産業労働部雇用労働政策課に問い合わせること。

管理規程の認可(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第1項の規定により、小ヶ倉ため池土地改良区の小ヶ倉ダム管理規程を認可した。

令和4年6月28日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 認可日 令和4年6月17日
- 2 管理規程の概要
 - (1) ダムの名称 小ヶ倉ダム
 - (2) 総貯水量 2,200,000m³
 - (3) 管理主体 小ヶ倉ため池土地改良区
 - (4) 管理規程に記載されている主な事項
 - ア. ダムの諸元等に関する事項
 - イ. 貯水、取水または放流に関する事項
 - ウ. ゲートの操作に関する事項
 - エ. 点検および整備に関する事項
 - オ. 緊急事態における措置に関する事項
 - カ. 観測及び調査に関する事項
 - キ. その他必要な事項
- 3 管理規程の備付場所

小ヶ倉ため池土地改良区(諫早市黒崎町181番地2)

土地改良区の役員の就任(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、平戸土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があった。

令和4年6月28日

長崎県知事 大石 賢吾

| | 就 任 役 員 理 事 | |
|----------------|-------------------|--|
| 氏 名 | 住 所 | |
| 久住呂 則 光 | 平戸市田平町大久保免1253番地2 | |
| 石 井 一 彦 | 平戸市田平町一関免113番地 | |
| 就 任 役 員 監 事 | | |
| 有 浦 光 男 | 平戸市田平町小手田免452番地12 | |

長崎市尾上町三番一号発行者 長 崎 県

直通 (八九五) 二一一四電話代表 (八二四) 一一一一